

## 佐倉市商店街空き店舗等出店促進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、商店街の空き店舗等の利用促進による商店街の活性化及び創業支援のため、佐倉市商店街空き店舗等出店促進補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、佐倉市補助金等の交付に関する規則（平成9年佐倉市規則第39号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き店舗等 次のいずれかに該当するものであって、都市計画法（昭和43年法律第100号）、建築基準法（昭和25年法律第201号）その他の法令に違反していないものをいう。
  - ア 空き店舗 店舗として使用できる状況でありながら5月以上使用されていない店舗（大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第2条第2項に規定する大規模小売店舗の敷地内にあるものを除く。）
  - イ 空き家 5月以上無人の状態にある建物であって、改装等により店舗として使用できるもの
- (2) 商店街主要道路 別に定める図に示す道路をいう。
- (3) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。
- (4) 商業団体 次のいずれかに該当する市内の団体であって、設立後1年以上経過し、相当の事業実績を有するものをいう。
  - ア 中小企業者5人以上で構成される法人格を有しない団体であって、その構成員の3分の2以上が中小企業者であるもの
  - イ 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条第1号に規定する事業協同組合又は同条第1号の2に規定する事業協同小組合
  - ウ 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）第2条第1項の商店街振興組合
  - エ 商工会議所法（昭和28年法律第143号）第2条第1項の商工会議所
  - オ アからエまでに準ずる団体として市長が認めるもの
- (5) NPO法人 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。
- (6) 創業者 次のいずれかに該当する者（ウに掲げる者にあつては、中小企業者に限る。）をいう。

- ア 事業を営んでいない個人であって、申請年度内に新たに事業を開始する具体的な計画を有するもの
- イ 事業を営んでいない個人であって、申請年度内に新たに会社（NPO法人を含む。）を設立し、かつ、当該新たに設立される会社が事業を開始する具体的な計画を有するもの
- ウ 会社であって、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ新たに会社を設立し、当該新たに設立される会社が事業を開始する具体的な計画を有するもの

（補助対象者）

第3条 補助金の交付の対象者は、次のいずれかに該当するものであって、空き店舗等を使用して出店するものをいう。

- （1）中小企業者
- （2）商業団体
- （3）NPO法人
- （4）創業者
- （5）その他市長が認めるもの

（補助対象経費及び補助金の額）

第4条 補助金の交付の対象となる経費及び補助金の額は、別表に定めるとおりとする。

（交付の申請）

第5条 規則第3条第1項に定める補助金等の交付を受けようとする者が提出しなければならない申請書は、補助金交付申請書（別記様式第1号）とする。

2 補助金交付申請書に添付する書類は、次のとおりとする。

- （1）直近2年分の住民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税及び法人住民税の滞納がないことを証する書類
- （2）住民票記載事項証明書（当該申請を行うものが法人又は団体の場合は、代表者のものとし、本籍及び筆頭者の記載については、省略することができる。）
- （3）登記事項証明書の写し（当該申請を行うものが法人の場合に限る。）
- （4）個人事業の開廃業等届出書の写し（当該申請を行うものが個人であって、既に開廃業に係る届出を済ませている場合に限る。）
- （5）営業許可証の写し（当該申請を行うものが許認可を必要とする業種であって、既に当該許認可を得ている場合に限る。）
- （6）履歴書（当該申請を行うものが法人又は団体の場合は、代表者のものとする。）
- （7）事業計画書

- (8) 収支予算書
- (9) 経費配分書
- (10) 改装又は設備導入に係る見積書の写し（空き店舗等の改装又は設備導入の場合に限る。）
- (11) 空き店舗等の賃貸借契約書の写し又はこれに類するもの（空き店舗等を賃借する場合であって、既に契約等を締結している場合に限る。）
- (12) 空き店舗等の位置図及び平面図
- (13) その他市長が必要と認める書類  
（交付の条件）

第6条 規則第5条第1項に定める補助金等の交付に係る市長が別に定める条件は、次のとおりとする。ただし、市長が認める場合は、この限りでない。

- (1) 開業に際して法律に基づく資格が必要な場合は、当該資格を有し、又は開業までに有する見込みがあること。
- (2) 出店しようとする空き店舗等において3年以上継続して営業することが見込まれること。
- (3) 個人にあつては、市内に居住し、又は第9条の規定による実績報告までに市内に居住すること。
- (4) 法人にあつては、市内に店舗、事業所、事務所等（以下「店舗等」という。）の登記をし、又は第9条の規定による実績報告までに市内に店舗等の登記をすること。
- (5) 週30時間以上の営業を通年行うこと。
- (6) 前条に定める交付の申請時までに佐倉商工会議所、公益財団法人千葉県産業振興センター等の実施する経営相談事業等に参加すること（当該申請を行うものが創業者の場合であり、別表（その2）の創業特例型の区分を利用する場合に限る。）。
- (7) 第9条に規定する実績報告までに佐倉商工会議所又は空き店舗等が位置する区域に存する商店会に入会し、その活動に積極的に参加すること。
- (8) 直近2年分の住民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税及び法人住民税を滞納していないこと。
- (9) 市内で営業している店舗がある場合にあつては、継続して営業を行い、又は他の事業者を誘致し、別店舗として営業を行うこと。
- (10) フランチャイズチェーン方式による出店でないこと。
- (11) 同内容の商品又はサービスを提供する店舗を10以上有する中小企業者、商業団体又はNPO法人でないこと。
- (12) 周囲の景観に配慮したものとすること。
- (13) 店舗を改装する場合にあつては、第7条の規定による交付の決定の日

以後に店舗改装工事に着手の上、当該年度内に改装工事が完了し、かつ、補助事業等を開始する見込みがあること。

- (14) 店舗を改装しない場合にあつては、補助事業等の開始前で、かつ、当該年度内に補助事業等を開始する見込みがあること。
- (15) 空き店舗等が、直近の3年において、本市で実施する他の制度による補助金、助成金等を受けていないものであること。
- (16) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する営業でないこと。
- (17) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員又は警察当局から排除要請のある者でないこと。
- (18) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する観察処分を受けている団体又は当該団体に属する者でないこと。
- (19) その他市長が不相当と認める事業でないこと。

（交付の決定）

第7条 規則第6条第1項に定める補助金等の交付の決定の通知は、補助金交付（不交付）決定通知書（別記様式第2号）によるものとする。

（変更の申請）

第8条 規則第8条第1項に定める補助事業等の変更の申請書は、補助事業変更申請書（別記様式第3号）とする。

（実績報告）

第9条 規則第13条に定める補助事業等の実績、決算その他補助事業等の成果を記載した報告書は、補助金実績報告書（別記様式第4号）とする。

2 補助金実績報告書に添付する書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 補助金支出表
- (4) 領収書その他の事業に係る経費の支払を証明する書類の写し
- (5) 事業実施前後の店舗を撮影した写真
- (6) 登記事項証明書の写し（当該報告を行うものが法人であつて、第5条に定める交付の申請時に提出していない場合に限る。）
- (7) 個人事業の開廃業等届出書の写し（当該報告を行うものが個人であつて、第5条に定める交付の申請時に提出していない場合に限る。）
- (8) 営業許可証の写し（当該報告を行うものが許認可を必要とする業種であつて、第5条に定める交付の申請時に提出していない場合に限る。）

(9) 空き店舗等の賃貸借契約書の写し又はこれに類するもの（空き店舗等を賃借する場合であって、第5条に定める交付の申請時に提出していない場合に限る。）

(10) その他市長が必要と認める書類  
(額の確定)

第10条 規則第14条に定める交付すべき補助金等の額の確定の通知は、補助金確定通知書（別記様式第5号）によるものとする。

(交付の請求)

第11条 規則第16条第1項に定める補助金等の交付を受けようとする者が提出しなければならない請求書は、補助金交付請求書（別記様式第6号）とする。

附 則（平成30年4月2日決裁30佐産第13号）

(施行期日)

1 この要綱は、決裁の日から施行する。

(有効期限)

2 この要綱は、令和6年3月31日限りその効力を失う。ただし、同日の属する年度以前の年度の予算に係る補助金については、この要綱は、同日後も、なおその効力を有する。

附 則（平成31年3月31日決裁佐産第991号）

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月27日決裁佐財第577号）

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則（令和4年3月31日決裁佐産第936号）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表（その1）（第4条関係）

補助対象経費	補助対象期間
店舗改装費（内装工事、外装工事、給排水衛生設備工事、空調設備工事、サイン工事、電気照明等の設置工事その他これらに類する工事費）及び建物と一体となって機能する設備の導入に要する経費（商品陳列棚、店舗看板等で建物に固定されるものを含む。）	交付の決定を受けた日から同日の属する年度の末日まで
店舗（来客者用駐車場を含む。）賃借料（敷金、礼金、保証金、管理費、共益費その他これらに類する費用を除く。）	交付の決定を受けた日の属する月から同日の属する年度の3月まで

別表（その2）

区域	区分	補助対象者	補助率	補助限度額	
商店街主要道路に面する空き店舗等	通常型	第3条各号に掲げる者（創業特例型により補助金を受給した者を除く。）	1 / 2	40万円	※店舗賃借料の補助限度額は、月額5万円とする。
	創業特例型	創業者（通常型により補助金を受給した者を除く。）		60万円	
商店街主要道路以外に面する空き店舗等	通常型	第3条各号に掲げる者（創業特例型により補助金を受給した者を除く。）		20万円	
	創業特例型	創業者（通常型により補助金を受給した者を除く。）		30万円	

備考

- 1 空き店舗等を店舗併用住宅として使用する場合又は補助事業等以外の目的に使用する場合は、利用面積に応じて賃借料を按分して算出するものとする。
- 2 建物の増築に係る経費については、補助対象経費から除くものとする。

- 3 空き店舗等を賃借して事業を行う場合において、所有者と申請者との関係が次の表に掲げる要件を満たしていないときは、店舗賃借料を補助対象経費から除くものとする。
- 4 補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。
- 5 国、県その他の団体による補助制度を併用するときは、この表に定める補助対象経費から当該補助金を控除した額を補助対象経費とする。

別表（その3）

空き店舗等の所有者の区分	申請者（借借人）の区分	対象範囲
法人、団体	個人	1 申請者と空き店舗等を所有する法人、団体の代表者が、同一人又は親族（3親等内の血族又は姻族をいう。以下同じ。）でないこと。 2 申請者と空き店舗等を所有する法人、団体が雇用関係にないこと。
	法人、団体	1 申請者である法人、団体の代表者と空き店舗等を所有する法人、団体の代表者が、同一人又は親族でないこと。 2 所有法人、団体と申請者の代表取締役が雇用関係にないこと。
個人	個人	1 申請者と空き店舗等の所有者が、同一人又は親族でないこと。 2 申請者と空き店舗等の所有者が雇用関係にないこと。
	法人、団体	1 申請者である法人、団体の代表者と空き店舗等の所有者が、同一人又は親族でないこと。 2 申請者である法人、団体の代表者と空き店舗等の所有者が雇用関係にないこと。